【Ⅰ　一般社団法人定款記載例】

（Ａ―１　簡略型）　理事１名

（理事会・監事・会計監査人・基金非設置）

一般社団法人○△会定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人○△会と称する。
（主たる事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都○○区に置く。
（目的）
第３条　当法人は、○○することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
⑴　○○○○
⑵　○○○○
⑶　○○○○
⑷　前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
（公告）
第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第２章　社　員

（入社）
第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
２　社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。
（社員の資格喪失）
第６条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴　退社したとき。
⑵　成年被後見人又は被保佐人になったとき。
⑶　死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
⑷　○○○○
（退社）
第７条　社員は、いつでも退社することができる。

第３章　社員総会

（社員総会）
第８条　当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年○月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第４章　役　員

（員数）
第９条　当法人に理事１名を置く。

第５章　計　算

（事業年度）
第１０条　当法人の事業年度は、毎年○月○日から（翌年）○月○日までの年１期とする。

第６章　附　則

（最初の事業年度）
第１１条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成○○年○月○日までとする。
（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）
第１２条　当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
東京都○○区○○丁目○○番○○号
○　○　○　○
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
△　△　△　△

以上、一般社団法人○△会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成○○年○○月○○日

設立時社員　　○○○○　　印
設立時社員　　△△△△　　印

（Ａ―２　小規模）　理事複数・監事・基金設置

（理事会・会計監査人非設置）

一般社団法人△○会定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人△○会と称する。
（主たる事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都○○区に置く。
（目的）
第３条　当法人は、○○することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
⑴　○○○○○
⑵　○○○○○
⑶　○○○○○
⑷　前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
（公告）
第４条　当法人の公告は、東京都内において発行する○○新聞に掲載する方法による。

第２章　社　員

（入社）
第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
２　社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
（経費等の負担）
第６条　社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
２　社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（社員の資格喪失）
第７条　社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴　退社したとき。
⑵　成年被後見人又は被保佐人になったとき。
⑶　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
⑷　○年以上会費を滞納したとき。
⑸　除名されたとき。
⑹　総社員の同意があったとき。
（退社）
第８条　社員は、いつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）
第９条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。
（社員名簿）
第１０条　当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（社員総会)
第１１条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
（開催地)
第１２条　社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。
（招集）
第１３条　社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
２　社員総会の招集通知は、会日より５日前までに各社員に対して発する。
（決議の方法)
第１４条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
（議決権）
第１５条　各社員は、各１個の議決権を有する。
（議長）
第１６条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。
（議事録）
第１７条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　役　員

（員数）
第１８条　当法人に次の役員を置く。
⑴　理事　２名以上〇名以内
⑵　監事　〇名
（選任等）
第１９条　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
（任期)

第２０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事の選定及び職務権限)

第２１条　当法人は、代表理事１名を置き、理事の互選により定める。

２　代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（監事の職務権限）

第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（役員の報酬等）

第２３条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第２４条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除）

第２５条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第５章　基　金

（基金の拠出)

第２６条　当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第１３１条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集）

第２７条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

（基金の拠出者の権利）

第２８条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続)
第２９条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第６章　計　算

（事業年度）
第３０条　当法人の事業年度は、毎年○月○日から（翌年）○月○日までの年１期とする。
（事業計画及び収支予算）
第３１条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の規定にかかわらず､やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第７章　附　則

（最初の事業年度)
第３２条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成○○年○月○日までとする。
（設立時の理事、代表理事及び監事)
第３３条　当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。
設立時理事　　○○○○
設立時理事　　△△△△
設立時代表理事　△△△△
設立時監事　　□□□□
（設立時の社員の氏名又は名称及び住所)
第３４条　当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
東京都○○区○○丁目○○番○○号
○　○　○　○
東京都○○区○○丁目○○番○○号
△　△　△　△
○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
一般社団法人　○　△　○　△
○県○○市○○町○○丁目○○番○○号
□　□　□　□
（法令の準拠）
第３５条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人△○会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成○○年○○月○○日

設立時社員　○○○○　　印
設立時社員　△△△△　　印
設立時社員　一般社団法人○△○△代表理事　　印
設立時社員　□□□□　　印

（Ｂ　中規模）　理事会・監事・会計監査人・基金設置

一般社団法人○△会定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人○△会と称する。
（主たる事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都○○区に置く。
（目的）
第３条　当法人は、○○することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
⑴　○○○○○
⑵　○○○○○
⑶　○○○○○
⑷　前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
（公告）
第４条　当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する○○新聞に掲載する方法により行う。

第２章　社　員

（入社）
第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
２　社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。
（経費等の負担）
第６条　社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
２　社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（社員の資格喪失）
第７条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
⑴　退社したとき。
⑵　成年被後見人又は被保佐人になったとき。
⑶　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
⑷　○年以上会費を滞納したとき。
⑸　除名されたとき。
⑹　総社員の同意があったとき。
（退社）
第８条　社員はいつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）
第９条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第４９条第２項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。
（社員名簿）
第１０条　当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（社員総会)
第１１条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
（開催地)
第１２条　社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。
（招集）
第１３条　社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。
２　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。
（決議の方法)
第１４条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
（議決権）
第１５条　各社員は、各１個の議決権を有する。
（議長）
第１６条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。
（議事録）
第１７条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　役員等

（役員及び会計監査人の設置等）
第１８条　当法人に、次の役員を置く。
理事　３名以上〇名以内
監事　〇名以内
２　当法人に、会計監査人を〇名置く。
３　理事のうち、１名を代表理事とする。
４　代表理事を会長とし、理事のうち、〇名以内を副会長、〇名以内を専務

理事、○名以内を常務理事とすることができる。

（選任等）

第１９条　理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

（理事の職務権限）

第２０条　会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

３　常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

４　会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第２１条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務権限）

第２２条　会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

⑴　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

⑵　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（任期）

第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

５　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

６　会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、その定時社員総会において再任されたものとみなす。

（解任）

第２４条　役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第２５条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

２　会計監査人の報酬等は、会長が監事の同意を得てこれを定める。

（取引の制限）

第２６条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除又は限定）

第２７条　当法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当法人は、外部役員及び会計監査人との間で、一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金〇〇〇万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第５章　理事会

（構成）

第２８条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２９条　理事会は、次の職務を行う。

⑴　当法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第３０条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第３３条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　基　金

（基金の拠出)

第３４条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３　基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第７章　計　算

（事業年度）

第３５条　当法人の事業年度は、毎年○月○日から（翌年）○月○日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第３６条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第３７条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、第１号、第３号及び第４号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項第３号及び第４号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

⑴　監査報告

⑵　会計監査報告

第８章　附　則

（最初の事業年度)

第３８条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

（設立時の役員等）

第３９条　当法人の設立時の役員及び会計監査人は、次のとおりである。

設立時理事　　△△△△

設立時理事　　〇〇〇〇

設立時理事　　〇〇〇〇

設立時理事　　〇〇〇〇

設立時代表理事　△△△△

設立時監事　　〇〇〇〇

設立時会計監査人　〇〇〇〇

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第４０条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員　　１　住所

氏名　〇〇〇〇

２　住所

氏名　△△△△

３　住所
氏名　○△○△

（法令の準拠）

第４１条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人○△会設立のため、設立時社員○○○○、同△△△△及び同○△○△の定款作成代理人行政書士○○○○は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成○○年○○月○○日

設立時社員　○○○○　同　△△△△　同　○△○△

定款作成代理人
住所
行政書士　○○○○

（Ｃ　中・大規模）　理事会・監事・会計監査人・基金設置

（公益法人成りを想定）

一般社団法人〇〇〇〇会定款

第１章　総　則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人〇〇〇〇会と称する。
（主たる事務所等）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。
２　当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
（目的）
第３条　当法人は、〇〇することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
⑴
⑵
・
(n)　その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
（公告）
第４条　当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。
（機関の設置）
第５条　当法人は、理事会、監事及び会計監査人を置く。

第２章　会　員

（種別）
第６条　当法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
⑴　正会員　　当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
⑵　賛助会員　当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
⑶　名誉会員　当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
（入会）
第７条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その

承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第８条　正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第１０条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第１９条第２項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

⑴　この定款その他の規則に違反したとき。

⑵　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

⑶　その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第１１条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

⑴　会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。

⑵　総正会員が同意したとき。

⑶　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第１２条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種類）

第１３条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（構成）

第１４条　社員総会は、正会員をもって構成する。

２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）

第１５条　社員総会は、次の事項を決議する。

⑴　入会の基準並びに会費及び入会金の金額

⑵　会員の除名

⑶　役員並びに会計監査人の選任及び解任
⑷　役員の報酬の額又はその規定
⑸　各事業年度の決算報告
⑹　定款の変更
⑺　長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
⑻　解散
⑼　合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
⑽　理事会において社員総会に付議した事項
⑾　前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

第１６条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１７条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）

第１８条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（決議）

第１９条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

⑴　会員の除名
⑵　監事の解任
⑶　定款の変更
⑷　解散
⑸　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
⑹　その他法令で定めた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から

得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）

第２０条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（決議及び報告の省略）

第２１条　理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対し､社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（社員総会規則）

第２３条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第４章　役員等

（役員及び会計監査人の設置等）

第２４条　当法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　　３名以上〇名以内

⑵　監事　　〇名以内

２　当法人に、会計監査人を〇名置く。

３　理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、〇名以内を副会長とすることができる。

４　理事のうち〇名以内を業務執行理事とし、そのうちの〇名以内を専務理事、〇名以内を常務理事とすることができる。

（選任等）

第２５条　理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

３　監事及び会計監査人は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第２６条　会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　副会長は、会長を補佐する。

３　専務理事は、当法人の業務を執行する。

４　常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務権限）

第２８条　会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

⑴　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

⑵　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第２９条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

５　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（解任）

第３０条　役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

２　監事は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

⑴　職務上の義務に違反し、職務を懈怠したとき。

⑵　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

⑶　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第３１条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

２　会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

（取引の制限）

第３２条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

３　前２項の取扱いについては、第４５条に定める理事会規則によるものとする。

（責任の一部免除又は限定）

第３３条　当法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当法人は、外部役員及び会計監査人との間で、一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金〇〇〇万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（名誉会長及び顧問）
第３４条　当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。
２　名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
３　名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
（名誉会長及び顧問の職務）
第３５条　名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第５章　理事会

（構成）
第３６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第３７条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
⑴　社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
⑵　規則の制定、変更及び廃止に関する事項
⑶　前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
⑷　理事の職務の執行の監督
⑸　会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
⑴　重要な財産の処分及び譲受け
⑵　多額の借財
⑶　重要な使用人の選任及び解任
⑷　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
⑸　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
⑹　第３３条第１項の責任の一部免除及び同条第２項の責任限定契約の締結
（種類及び開催）
第３８条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。
２　通常理事会は、毎年〇回開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
⑴　会長が必要と認めたとき。
⑵　会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
⑶　前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週

間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

⑷　監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。

⑸　前号の請求があった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３９条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び同項第５号により監事が招集する場合を除く。

２　会長は、前条第３項第２号又は第４号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第４０条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（決議）

第４１条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第４２条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第４３条　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４４条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

（理事会規則）

第４５条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　基　金

（基金の拠出）
第４６条　当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。
（基金の募集等）
第４７条　基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。
（基金の拠出者の権利）
第４８条　基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。
（基金の返還の手続）
第４９条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第１４１条第２項に定める範囲内で行うものとする。
（代替基金の積立て）
第５０条　基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第７章　資産及び会計

（基本財産）
第５１条　別紙の財産は、当法人の基本財産とする。
２　前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。
（事業年度）
第５２条　当法人の事業年度は、毎年○月○○日に始まり翌年○月○○日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第５３条　当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
３　当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第１項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
（事業報告及び決算）
第５４条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第７号までの書

類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第２号及び第５号の書類を除く。）しなければならない。

⑴　事業報告

⑵　事業報告の附属明細書

⑶　貸借対照表

⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）

⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

⑹　財産目録

⑺　キャッシュフロー計算書

２　前項第３号、第４号、第６号及び第７号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴　監査報告

⑵　会計監査報告

⑶　理事及び監事の名簿

⑷　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑸　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第８章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第５５条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

２　当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第５６条　当法人は、一般法人法第１４８条第１号、第２号及び第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第５７条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公

共団体に贈与するものとする。
２　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第９章　委員会

（委員会）
第５８条　当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
３　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章　事務局

（設置等）
第５９条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第１１章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第６０条　当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。
（個人情報の保護）
第６１条　当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１２章　附　則

（委任）
第６２条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
（特別の利益の禁止）
第６３条　当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役

員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

（最初の事業年度）

第６４条　当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（設立時役員等）

第６５条　当法人の設立時役員及び会計監査人は、次のとおりである。

設立時理事　　△△△△
設立時理事　　〇〇〇〇
設立時理事　　〇〇〇〇
設立時理事　　〇〇〇〇
設立時代表理事　△△△△
設立時監事　　〇〇〇〇
設立時会計監査人　〇〇〇〇

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第６６条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員　１　住所
　　氏名
　　２　住所
　　氏名
　　３　住所
　　氏名

（法令の準拠）

第６７条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人〇〇〇〇会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立時社員　〇〇〇〇　　印
設立時社員　〇〇〇〇　　印
設立時社員　〇〇〇〇　　印

（別紙）　省略